

間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定書

港区（以下「甲」という。）と日光市（以下「乙」という。）は、都市部における間伐材を始めとする国産材（以下「木材」という。）の活用を通じて、日本の森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることにより、国内林業の活性化及び低炭素社会の実現に貢献するために協定を締結する。

■ 目的

第1条 この協定は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度（以下「本制度」という。）を継続的に運用するために、木材供給の安定化並びに供給する木材の合法性及び森林の持続性を保証することを目的とする。

■ 保証

第2条 乙は、木材の合法性及び森林の持続可能性を担保し、伐採後の森林の確実な更新を保証するために、次のいずれかの事項を満たす森林から産出された木材又は当該木材から生産された木材製品を本制度の建築主に供給するものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条の規定に基づき、市町村長から森林経営計画が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成23年4月22日法律第20号）の施行日である平成24年4月1日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。
- (2) 独立した認証機関による森林認証（FSC、SGEC等）を受けており、森林法に基づくものと同等の施業に関する計画を有している。
- (3) 森林法第2条第3項に定める国有林であり、同法第7条の2の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。

■ 供給

第3条 乙は、木材を安定して供給するために、本制度の登録事業者を適切に指導及び監督し、甲に対する情報提供に努める。

■ 連携

第4条 乙は、みなと森と水ネットワーク会議参加自治体と連携し、及び協力して木材の安定供給に努める。

■ 活用

第5条 甲は、港区内における木材の活用を促進するための環境整備に努める。

■ その他

第6条 乙は、登録事業者等との協力により、木材加工、運送等の過程における二酸化炭素排出量の削減に努力する。

以上、本協定締結の証として、本書2通作成し、甲乙は記名の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年11月18日

甲 港区長

乙 日光市長

武井雅昭 

大嶋一生 